

○内閣府令第 号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十四条第三項、第九十七条第四項、第九十七条の二第一項第三号、第二百二条第一項及び第七項、第百六条、第百八条第一項並びに第百八条の二第一項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年 月 日

内閣総理大臣 麻生 太郎

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第一号中「第二十条第二項」を「第二十条第二項第二号」に改める。

第十八条第二項第二号中「第九十七条の二第一項第三号ロ」を「第九十七条の二第一項第三号ハ」に改める。  
る。

第十八条の三中「又は」を「若しくは」に改め、「保留し」の下に「又は同条第二項の規定により免許を拒否し」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「停止し」の下に「又は同条第六項の規定によ

り免許を取り消し」を加える。

第十八条の四第一項中「第九十条第六項」を「第九十条第八項」に、「又は第二号」を「から第二号まで」に改め、同条第二項中「第九十条第六項」を「第九十条第八項」に、「及び第二号」を「から第二号まで」に改める。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「提示」の下に「（第二号に該当する者であるときは、前項の届出書に同号に定める書類を添付）」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 本籍又は氏名を変更した者（住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。） 住民票の写し  
第二十条第三項を同条第二項とする。

第二十四条第六項の表普通二輪免許の項中「〇・一〇〇リットル」を「〇・〇九〇リットル」に改める。

第二十六条の二の見出し中「受講期間」を「受講期間等」に改め、同条中「第九十七条の二第一項第三号イ又はロ」を「第九十七条の二第一項第三号イに定める検査（以下「認知機能検査」という。）及び同号イからハまで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(認知機能検査)

第二十六条の三 認知機能検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 認知機能検査を行つている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること。
- 二 十六の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後、当該物の名称を記述させること。

三 時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること。

第二十九条の三第二項中「第百二条第二項」を「第百二条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「若しくは第二号」を「から第二号までのいずれか」に改め、「第百二条第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百二条第一項の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が三十六以上であることとする。

$$7.731 + 0.641 \times A - 0.523 \times B - 0.315 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 第二十六条の三第一号に掲げる方法により記述された事項について、次に定めるところにより算出した数値の総和

- 一 記述された年と認知機能検査を行った時の年との差に相当する年数に十を乗じて得た数値（記述された元号が認知機能検査を行った時の元号と異なる場合にあつては、六十とする。）（ただし、算出する数値の上限は、六十とする。）
- 二 記述された月と認知機能検査を行った時の月との差に相当する月数に五を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三十とする。）
- 三 記述された日と認知機能検査を行った時の日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、十五とする。）
- 四 記述された曜日と認知機能検査を行った時の曜日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三とする。）
- 五 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数を三十で除して得た数値（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）（ただし、算出する

---

数値の上限は、五とする。）

B 第二十六条の三第二号に掲げる方法により記述された物の名称が正しく記述された場合に当該正しく記述された物の数に一を乗じて得た数値

C 第二十六条の三第三号に掲げる方法により描かれた図画について、次に掲げるところにより算出した数値の総和

一 一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）

二 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一

三 一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一

四 二の針が描かれている場合には、一

五 指示された時が表示されている場合には、一

六 指示された分が表示されている場合には、一

七 指示された時及び分が表示されている場合であつて、時針が分針よりも短く描かれてい

るときには、一

第二十九条の三に次の一項を加える。

4 法第二百二条第七項の内閣府令で定める要件は、同条第六項の規定により通知を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、免許試験に合格した者が法第九十条第一項第一号から第二号までに該当する者でなく、又は免許を受けた者が法第二百三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

第二十九条の四中「第二百三条第二項」を「第二百三条第三項」に改める。

第二十九条の五中「第二百三条第五項」を「第二百三条第六項」に改める。

第三十条の二の二中「第二百七条の五第三項」を「第二百七条の五第四項」に改める。

第三十条の四中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「又は同条第三項」を「若しくは同条第三項」に、「第二百三条第三項」を「第二百三条第四項」に、「又は効力の停止にあつては」を「若しくは効力の停止又は法第二百三条第二項の規定による免許の取消しにあつては」に改める。

第三十一条中「令別表第二の一の表」の下に「若しくは二一の表」を加え、「第七十二条第一項前段の規

定に違反する」を「第百十七条の五第一号の罪に当たる」に改める。

第三十一条の二中「令別表第四」の下に「又は別表第五」を、「行為」の下に「（次条の表において「特定行為」という。）」を加える。

第三十一条の三の表中「第四項、第七項」を「第二項、第五項、第六項、第九項、第十項」に、「第九項」を「第十二項」に、「第三項、第六項」を「第二項、第四項、第七項、第八項」に、「第八項」を「第十項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、

法第九十条第六項又は第百三条第五項の規定による命令をしたとき。

- 一 命令を受けた者の生年月日及び性別
- 二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証番号
- 三 命令の内容

を

法第九十条第八項又は第百三条第六項の規定による命令をしたとき。

- 一 命令を受けた者の生年月日及び性別
- 二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証番号

	三 命令の内容
<p>認知機能検査を受けたとき。</p>	<p>一 認知機能検査を受けた者の生年月日及び性別</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 認知機能検査を受けた年月日</p> <p>五 第二十九条の三第一項に規定するA、B及びCの数値</p>

に

、「第九十条第一項ただし書の」を「第九十条第一項ただし書又は第二項の」に、「第九十条第四項」を「第九十条第五項若しくは第六項」に、「若しくは第三項」を「第二項若しくは第四項」に、「令別表第四に掲げる行為」を「特定行為」に改める。

第三十一条の四の二に次のただし書を加える。

ただし、国家公安委員会規則で定める免許関係事務については、当該免許関係事務の実施に必要な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるものが当該免許関係事務の業務を行うために必要な数以上

置かれている法人に限るものとする。

第三十七条の二第一項中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の三第二項」に改める。

第三十七条の三中「第一百七条の五第八項」を「第一百七条の五第九項」に、「第一百三条第二項」を「第一百三条第三項」に改める。

第三十七条の四中「第一百七条の五第七項」を「第一百七条の五第八項」に改める。

第三十七条の五中「第一百七条の五第九項」を「第一百七条の五第十項」に改める。

第三十七条の五の二中「第一百七条の五第十項」を「第一百七条の五第十一項」に改める。

第三十八条第十二項第二号を次のように改める。

二 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。

第一欄	第二欄	第三欄
(区分)	(講習方法)	(時間)
一 高齢者講習（法第九十	一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視	三時間（小型特殊免許

<p>七条の二第一項第三号イ 又は第百一条の四第二項 の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う ものを除く。）</p>	<p>聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査 又は運転適性検査器材を用いた検査による ものに基づく指導を含むものであること。 三 小型特殊免許以外の第一種免許又は第二種免許を受けている者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。</p>	<p>のみを受けている者に対する講習にあつては、 一時間三十分)</p>
<p>二 法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条</p>	<p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視 聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p>	<p>二時間三十分（小型特殊免許のみを受けてい</p>

<p>の四第二項の規定により 認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習</p>	<p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むもの 三 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。</p>	<p>る者に対する講習にあつては、一時間三十分</p>
--	--	-----------------------------

第三十八条第十二項第三号及び第四号を削る。

第三十八条の二中「第九十七条の二第一項第三号ロ」を「第九十七条の二第一項第三号ハ」に改める。

別記様式第十九中「第103条第2項」を「第103条第3項」に改める。

別記様式第十九の三中「第107条の5第9項」を「第107条の5第10項」に改める。

別記様式第二十二の四中「第107条の5第8項」を「第107条の5第9項」に、「第103条第2項」を「第1

03条第3項」に改める。

別記様式第二十二の六の二中「paragraph 10, Article 107-5」を「paragraph 11, Article 107-5」に改める。

別記様式第二十二の六の五中「第107条の5第10項」を「第107条の5第11項」に改める。

「  
別記様式第二十二の十の七中「講習を」を 講習  
（認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習）  
（認知機能検査の結果に基づいて行う講習）」

に改める。」

## 附 則

### （施行期日）

1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。ただし、第二十条及び第二十四条第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

2 この府令の施行前に交付された出頭命令書及び高齢者講習終了証明書の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第二十二の六の二及び別記様式第二十二の十の七の様式にかかわらず、なお従前の例による。

(自動車安全運転センター法施行規則の一部改正)

3 自動車安全運転センター法施行規則(昭和五十年総理府令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「」第三十三條の二第一項第一号」を「」第三十三條の二第三項」に、「第三十三條の二第一項第一号イに規定する累積点数で、同条第二項各号に掲げる違反行為に係る点数を含まないもの」を「第三十三條の二第三項に規定する累積点数」に改める。